



CMA だより

第35号（2009年4月号）

発行所 千葉県マンション管理士会（Chiba Mankan Association）
会長 磯野 重三郎 編集：広報部
事務局 〒260-0022 千葉市中央区神明町 13-2-104
電話：043-244-9091 FAX：043-244-9094
E-mail：chiba-mankan@nifty.com
URL http://homepage3.nifty.com/chiba-mankan

◇ 臨時総会及び21年2月、3月理事会報告

会長 磯野重三郎

平成21年2月1日（日）臨時総会及び2・3月の理事会の報告を致します。

新入会員：長岐行男氏（東葛支部）（株）ゆかの卒業生、飯塚利男氏、榎本康博氏について3人目の入会者です。横田重喜氏・南野昇氏（船橋北総支部）が承認されました。

退会会員：飯田雄二氏（総武支部）千葉県マンション管理士会の発展に立上げから尽力されましたが、体調不良でやむなく退会、松澤達人（総部支部）、が退会されました。

2月1日10：30より千葉市民会館で「一般社団法人 千葉県マンション管理士会」移行臨時総会を開催、千葉県マンション管理士会は3月31日をもって発展的に解散し、法人千葉県マンション管理士会に移行することが賛成多数で決議され、4月1日以降「一般社団法人 千葉県マンション管理士会」として新たに出発いたします。尚、飯田氏の辞任により欠員となっていた監事に、現理事の山田明氏が千葉県マンション管理士会の監事に就任する事が承認されました。

法人格取得により社会的地位は認知されますが、法人千葉県マンション管理士会として責任の重さを自覚し、その責務を遂行することが求められてきます。今後は、国・地方公共団体・関連団体と連携し、少子高齢化の急速な進行や社会情勢の急激な変動の中、様々な難問題を抱える管理組合の要望に応えられる法人千葉県マンション管理士会となるよう努力する事が必要と考えます。

3月7日（土）日本マンション管理士会連合会（以下「日管連」）の臨時総会が開催され、法人として新たに出発いたしました。日管連の法人化は次に記す【管理組合モデル事業】受け皿として日管連を考えた国交省の強い要望によるものと思えます。社会資本整備審議会より本年度の「分譲マンションストック500万戸時代に対応したマンション政策のあり方について」の答申に具体的今後の政策として、以下の8項目があげられています。

（1）管理組合による計画的な管理等の推進、（2）管理状況の適正な評価等、（3）マンションの管理等の専門家の活用、（4）第三者管理者方式の活用による管理の適正化促進、（5）マンションの管理等をめぐる紛争処理への対応、（6）多様なマンション形態に対応した施策、（7）管理組合が機能していないマンションへの対応、（8）老朽マンションの再生の促進

又、社会資本整備審議会の答申案が出ると同時に、具体策として、国交省住宅局マンション政策室により、【良質な分譲マンションのストックの形成を促進するため、マンションの維持管理・再生について、ソフト面やハード目のあり方を見直す管理組合を対象にモデル的に支援を行うと共に、地域レベルの相談体制の整

備等を推進する。】を目的に、次の2つの事業が提案されました。

(1) モデル支援事業

事業主体：管理組会を支援する法人等、

補助対象：円滑なマンションの維持管理・再生に関する課題の特性に応じて次の4タイプのマンション

- ①管理がうまくいっていないマンション、②第三者管理方式に取り組むマンション、
- ③老朽マンション、④団地型

補助額予定：1件300万 総額2億円、

(2) 相談体制の整備等にかかる事業

補助対象：維持管理・再生に関する地域レベルの相談体制の整備や、専門家のスキルアップの為の人材育成研修を行う補助額1億、合計3億

国交省 住宅局 マンション政策室より「マンション等安心居住推進事業の創設」が提案され、日管連より【国交省マンション管理組合モデル事業(案)の事前調査】の依頼により、千葉県マンション管理士会として本来なら会員に依頼募集をするべきところでしたが、提出期限が迫り急遽事業部会を中心に役員8名で検討し、現在行っている相談会等12件のモデル事業の提案を致しました。時期等の詳細・採用等の結果については分かり次第報告いたします。

千葉県マンション管理士会発足以来6年を超える時間は掛かりましたが、行政も真摯に社会資産のマンションストックとしてマンション管理の問題に取り組む体制が出来てきたものと実感しています。法人千葉県マンション管理士会としてもこれに応えられる様努力していかねばなりません。

2月・3月とも法人千葉県マンション管理士会・千葉県マンション管理士会の理事会が同一日開催し、21年度の通常総会に向けての議案等の検討を行っています。平成21年6月14日 14:00より千葉市公民館の大会議室で、懇親会を千葉駅前そごう隣センシティタワー23階「東天紅」で行うことが決まりました。

平成21年度は役員改選の年に当たります、受付4月10～17日、5月9日の理事会で役員推薦者を決めます。意欲のある若い役員により、今まで築いてきた千葉県マンション管理士会を土台として新しい法人千葉県マンション管理士会として、行政・関連団体・管理組合に信頼され、頼りにされる法人千葉県マンション管理士会として大空に羽ばたくことを願っています。

法人千葉県マンション管理士会の「公印」取扱い細則が会則委員会より提案され、法人千葉県マンション管理士会への移行に先たち千葉県や各市との契約取り交しに必要となり承認されました。

その他昨年9月より(財)マンション管理センターよりの「みらいネット」登録を主たる目的とした「マンション管理士無料派遣制度」千葉県エリア関係団体連絡会議が3月12日(財)マンション管理センターで開催され千葉県マンション管理士会も出席し、来年度も継続することとなりました。

尚、現在「無料派遣制度」へは2月末までに5件の申込みがありました。来年度は多数の管理組合が「みらいネット」への登録することを事業基本方針の一つとしています。

最後に「千葉県マンション管理士会だより」平成15年6月第1号発刊より第35号(平成21年4月発行)迄継続して発刊できたことに、立ち上げに努力された立川会員を初め、歴代の広報部会の会員の努力に感謝いたします。4月以降「法人千葉県マンション管理士会だより」の広報誌として、会員への情報提供の貴重な手段として発行されることを念じます。

以上

◇ 支部活動と部会の報告

◆ 総武支部（千葉市、四街道市、習志野市、市原市、木更津市、東金市、勝浦市他）

総武支部支部長 古関伸幸

■ 1月22日（木） 千葉市若葉区相談会 10:00～15:00

相談員として中村・藤田会員が参加、相談は、2組合でした。相談内容は、①管理会社の変更に伴う諸問題への対応について、②滞納処理の基本的な要領についてなどでした。

■ 1月14日（土） 習志野市セミナー・相談会 13:00～16:00

◆セミナーには、15組合の参加がありました。セミナーのテーマおよび担当管理士は、次のとおりです。

①「管理規約改正の留意点と改正手順」 吉澤邦彦 管理士

②「マンション居住者の高齢化対策」 中村陸男 管理士

◆相談会は、会員7名の参加を得て、3組合の相談に対応しました。相談内容は、①大規模修繕の進め方、②居住者名簿の作成について、③ペット飼育について、④高齢化による役員のなり手不足への対応について、などに関するものなどでした。

■ 2月26日（木） 千葉市緑区相談会 10:00～15:00

相談員として斉藤・毛塚会員が参加、相談は、1組合でした。相談内容は、①管理費の滞納について②占有者の義務違反についてなどでした。

なお、今後の相談会の予定は、つぎのとおりです。

○千葉市美浜区相談会

平成21年3月26日（木） 10:00～15:00

美浜区役所 玄関ホール

○千葉市中央区マンション管理セミナー・相談会

平成21年4月25日（土） 13:00～16:30

千葉市中央コミュニティセンター 5階美術視聴覚室

・相談会は、セミナー終了後 15:00～16:30



申込み方法 事前予約（電話・FAX・E-mail）

申込み先 千葉県マンション管理士会事務局

Tel 043-244-9091 Fax043-244-9094

E-mail chiba-mankan@nifty.com

* 詳細については、当会ホームページをご覧ください。

◆ 東葛支部（流山市、野田市、柏市、我孫子市、松戸市、市川市、浦安市、及び近隣地区）

東葛支部支部長 川添保利

■ 行事实施報告

[2月度]

1. 2月1日（日）流山市相談会
2. 2月4日（水）松戸市相談会
3. 2月7日（土）浦安市マンションライフセミナー

セミナーテーマは「①マンションにおける地上波デジタル放送受信について（総務省テレビ受信センター）、②マンションみらいネットについて（マンション管理センター）」以上のテーマについて、活発な質疑応答がなされました。

4. 2月13日（金）支部例会開催、21年度の活動ポイントについて。

①支部主催セミナーは講師2名体制とし、②個別相談票検討会および③管理組合連絡会の支援検討会等を設け、④流山市相談会に「女性相談員の日」を設け、自治体との連携活動を推進。

5. 2月22日（日）柏市セミナー・相談会では、午前中の県相談会には6組合（7名）、午後のセミナー「管理組合のコミュニティ形成業務（野口講師）」には8組合（9名）が参加しました。

6. 2月28日（土）浦安市相談会

[3月度]

1. 3月1日（日）松戸市セミナー・相談会では、午前中の県相談会には5組合（8名）、午後の県セミナー「大規模修繕工事をメインにした関連テーマ4項目」には22組合（26名）が参加しました。

2. 3月4日（水）松戸市相談会

3. 3月13日（金）支部例会開催、検討会経過報告及び情報交換について。

①個別相談票検討会の経過報告、②情報交換の時間では「マンション管理センターの相談票作成基準及び日管連情報」、「分譲マンションストック500万戸時代に対応した政策のありかた」、「国交省マンション管理組合モデル事業等」に関する報告がなされました。

4. 3月8日（日）流山市相談会

5. 3月28日（土）「うらやすマンションふぉーらむ2009」（浦安市民プラザウエーブ101）

この「ふぉーらむ」の目指すところは、①マンション住民と行政との一体的活動、②ブランドとして全国へ発信していくこと等をテーマに、2006年から毎年開催。

今回は、「マンションにおける危機管理」～高齢者などの要援護者支援を考える～を主テーマに、多種多様の分野からパネラーを迎え、多数の参加者のもと盛況裏に終了しました。

■今後の予定

1. 4月1日（水）松戸市相談会（松戸市役所、9:00）

2. 4月11日（土）流山市相談会（流山中央公民館、9:00）

3. 4月26日（日）我孫子セミナー（我孫子市分館、13:00）

セミナーテーマは、①「管理会社から見て管理組合へ提案したいこと（高見講師）」、②「今後の管理組合の運営について（磯野会長講師）」。

◆ 船橋北総支部（船橋市、八千代市、佐倉市、成田市、印西市、白井市、鎌ヶ谷市及び近隣地区）

船橋北総支部長 赤祖父克介

■支部例会の開催について

1. 例会の開催につきましては従来通り原則、偶数月、第3土曜日の午後からを予定しております。

開催場所等につきましては出来るだけ船橋地区を中心に会場の手配を図っていく所存でありますので予め、ご予定をお願い致します。

■支部の活動方法と行事予定

2. 各市におけるマンション管理セミナー、相談会も定着して参りました。また、7つの多くの市からもそれなりの評価と期待も頂き、理解も深まってきたと考えております。

今年度は行事の開催日を原則、従来の日曜日から土曜日に移して集客状況を確認してみたいと考えて

おります。

3. 船橋地区の開催を3回計画し当地区の掘り起こしに努めていきたいと考えております。
4. マンション管理センターの千葉県における無料派遣制度の対象外の各市(船橋市以外)におきましては、支部独自の派遣制度(無料、有料)を皆様のご協力のもと参集してセミナー、相談会等の行事活動に組み入れPRしていきたいと考えております。
5. 行事予定につきましては
5月(鎌ヶ谷市)、 6月(船橋市)、 7月(白井市、八千代市)、 9月(成田市、印西市)
10月(船橋市)、 11月(佐倉市、) 平成22年2月(船橋市) 計9回を計画しております。皆様の積極的なご協力をお願い致します。

◇ 研修部 千葉県マンション管理士会「20年度第4回研修会」報告

研修部 大滝 純志

千葉県マンション管理士会主催の今年度第4回研修会が、3月15日(日)13時半から16時半までの3時間、浦安市美浜公民館にて28名の会員の参加を得て開催されました。

今回は、役員のみならず手不足に悩む管理組合の解決策として、またマンション管理士の将来の活躍の場としても期待する方が多い「第三者による新管理者管理」について、財団法人マンション管理センター主席研究員の廣田信子先生に講演していただきました。廣田先生は浦安市にお住まいで、市のマンション政策にも関与されています。

前半は、国土交通省が今後のマンション政策を進めるにあたり参考とする「分譲マンションストック500万戸時代に対応したマンション政策のあり方について(平成21年3月答申)」の解説をしていただきました。本答申は社会資本整備審議会の「住宅地分科会マンション政策文化会」が作成したもので、マンションに特化した政策答申はこれが初めてだそうです。ここでは、今後のマンション政策として以下の8つの具体的施策が提言されています。

- (1) 管理組合による計画的な管理等の推進
- (2) 管理状況の適正な評価等
- (3) マンションの管理等の専門家の活用
- (4) 第三者管理方式の活用による管理の適正化促進
- (5) マンションの管理等をめぐる紛争処理への対応
- (6) 多様なマンション形態に対応した施策
- (7) 管理組合が機能しないマンションへの対応
- (8) 老朽マンションの再生の促進

この中で、第三者管理方式については、以下のように答申されています。

- ・既に投資型マンションで管理会社等の第三者が管理者となっている事例もあり、今後区分所有者による理事会運営が困難となった管理組合にも第三者を管理者とする方式の拡大が見込まれる
- ・新たな管理コストの発生、業務が適正に遂行されていることのチェック方法等のデメリットについての検討が必要

本答申には他にも私たちに関連する(であろう)政策が多く記載されています。会員の皆様に一読をお奨めいたします。

後半は区分所有法上の管理者の職務権限(権利・義務)、民法上の委任規定の権利・義務について再確認しました。委任規定で受任者は善管注意義務を負うので、マンション管理士等の専門家が管理者を受任した場合は「専門家として通常要求される程度の注意をもって管理事務を行わなければならない」という説明が印象的でした。

続いて、管理者の権利・義務を第三者へ委任する場合に検討すべき事項についてのお話をうかがいました。

重点を置いて検討すべき事項は次のとおりです。

- (1) 区分所有者、管理組合による管理者チェックのしくみ作り
- (2) 管理者になろうとする者が満たすべき適格性等の基準作り
- (3) 管理者に対する行為規制の制定

第三者管理方式にはまだ検討すべき点が多いと思う反面、専門家がマンション管理に参加する方式の一つとして期待も感じました。来るべき時のため、専門家としての研鑽を続けていくことがまずは肝心と思った次第です。

◇ 日本マンション管理士会連合会（連合会）の活動報告

副会長 吉澤邦彦

平成21年に入り1月から3月初旬までの連合会の活動内容は次の通りです。

1. 理事会運営について

- (1) 1月22日、2月7日及び2月22日に第14回、第15回及び第16回の連合会理事会が開催され、以下が審議・協議・報告され承認されました。

ア 審議事項

- ① 連合会の法人設立について、昨年12月25日に登記された連合会法人への移行方法と手続きについて審議しました。3月7日に現連合会の臨時総会と法人設立総会を開催し、現連合会から法人連合会への移行承認決議を行うこととしました。
- ② 国交省の管理組合の運営を支援する新事業に連合会としてまとまって対応することが決議されました。

イ 協議・報告事項

以下について協議・報告されました。

- ① 法人総会の運営と業務分担
- ② マンション管理士報酬アンケート調査
- ③ 合同研修会の準備状況
- ④ 国交省、マン管センター、高管協への対応状況
- ⑤ 連合会ホームページ運営
- ⑥ 会員情報

2. 合同研修会について

2月7日、大阪市立住まい情報センターにて、連合会合同研修会が予定通り開催され、154名のマンション管理士が出席し盛大な研修会となりました。当日は国交省の山崎マンション政策室長やマン管センターの高橋常務、マンション学会の折田会長等も出席され、有意義な研修会となり、関係者からもマンション管理士会の団体の活動について認識を新たにされたようでした。

次回は福岡県でとの意見がありました。

3. 法人設立総会について

3月7日に東京にて、現連合会の臨時総会を開催し、引き続き法人設立総会を開催しました。現連合会の臨時総会では、法人化に伴う現連合会の解散と法人連合会への事業と財産の継承を承認決議しました。法人設立総会では、現連合会の事業と財産を引き受けることを承認決議しました。この総会には山東参議院議員が出席しお祝いの言葉をいただきました。

総会終了後の懇親会では、小池衆議院議員、井上衆議院議員、国交省の和泉住宅局長、マン管センターの亀本理事長、全管連の穂山会長、等が出席されお祝いの言葉をいただきました。

千葉県マンション管理士会からは、吉澤のほか大滝会員が出席しました。

以上

◇◇ 会員の広場 ◇◇

会員みなさんからの寄稿・投稿をご紹介します「会員の広場」です。

今回は東葛支部の山村さんと星さんから寄稿戴ました。

季節の折々の所感や紀行文またご提案など内容は問いませんのでお気軽に事務局宛にお送りください。お待ちしております。

なお、原稿はWordに添付してお送り下さい。

「マンションみらいネット」と「マンション管理標準指針」

東葛支部 山村 晃弘

□ 国土交通省は「管理組合の管理はかくあるべき」という命題に対して、「マンション管理適正化法」の施行から8年余に亘り、法整備や諸制度の導入、指針の公表等を矢継ぎ早に実施して来ました。また、マンション管理センターを通じての一連の施策・啓蒙活動ともあいまって、「マンションの適正な管理の実現」は順調な成果を挙げてきたようです。そして、企業競争・経済原理を通じて、管理業者が顧客・管理組合に対して適切なサービスを適正な価格で提供することが基本的な必要事項として認識、実行されるようになって来ました。これらの事は「マンション管理センター」の積極的かつ広範な活動や、多くの「マンション管理士」の地道で真摯なボランティア活動なくしては実現し得なかったはずです。

□ 「適正な管理」について、管理組合の関心の深まりは、最近の相談会等における内容の充実・高度化という形としても現れています。原始規約のまま改正されていないマンションもまだ多いようですが、管理業者・管理組合が「標準管理規約」に準拠した管理規約を提供・採用することがほとんど当たり前になっているのは、適正な管理という観点から見て極めて意義が大きいことです。

反面、実際の運用面では管理業者任せの管理組合（無関心派）がまだ相当数を占めていることも事実で、改善を目指すべき今後の課題として目を離せません。

□ 「マンションみらいネット・システム」が未来を見据えた素晴らしい制度であることは論を待ちません。そして、みらいネット制度の公開・スタート直後に公表された「マンション管理標準指針」は、みらいネットと表裏一体の関係にあり、自分のマンションが現在どの程度の管理水準にあるのか、どのような管理体系を目指すべきか、という評価基準と管理目標を示す羅針盤の役割を果たすものです。

平成21年度に創設される「マンション等安心居住推進事業（仮称）」の中で、国の関与する事項として「…マンション管理標準指針等を、人材育成研修の実施等により一層普及させていく必要があることから、国が直接関与することが必要である」と、その位置づけの重要性に触れています。

もし、マンションみらいネットがスタートする前にこの指針が公表され、官民あげて啓蒙・周知徹底を図ることが出来ていたとしたら、みらいネット導入・普及のための基盤が構築されていたかも知れません。国交省には相応の成算があったのでしょうか、

「かくあるべき適正な管理」について「平均的な管理組合」の理解と認識が、みらいネット構想の目指す目標や理念を受け入れるまでに熟成していたか、という点には疑問符が付くところです。

マンションみらいネットは、マンションの価値の客観的評価基準という観点から見ても画期的な制度です。しかし、多くの管理組合にとってこの制度を採用する必要性と緊急性に乏しく、内容が多岐にわたり複雑な事等も普及の阻害要因になっているようです。

□ 私達マンション管理士も国交省の方針に則り、マンション管理センターの要望や依頼に沿ってみらいネットのP・Rに努めてきましたが、相談会等での管理組合役員の反応には、一歩踏み込んだ関心が感じられません。

私には、理事長・役員がみらいネットの素晴らしさを認識し、登録・採用したとしても1、2年という役員の短い任期が、このシステムが持つ優れた機能を継続的に生かし、その効用を実証していくことを阻む要因になっているように思えてなりません。みらいネットが現行の管理組合組織と融合し、効果的に活用されて行くことの難しさを痛感させられるところです。しかし、パソコンとそのデータ等を、職場や生活の中で必要不可欠なものとして自在に活用するPC世代が居住者の多くを占め、管理組合の役員として活躍する時期が来れば、状況はかなり変わってくるような気がします、今は辛抱の時なのかも知れません。

□ 個々の管理組合に対して、マンション管理標準指針の条項を「基準指標」として、この標準指針の意義に深く言及することも、私にはほとんど出来ていませんでした。このことは、国交省の方針に基づく一連の流れの中で、如何ともし難いことであつたとは言え、どこかにボタンの掛け違いがあつて、結果としてみらいネットの普及にブレーキが掛かることになってしまっているような気がしてなりません。もっともその名の通り、かなり先の「未来」に視点を置いて施策を展開しているとすれば、スタートが早すぎたということもなく、今から各方面でさらに地道な努力を重ねることによって三方が報われるということになるのかもしれない。

これからは、マンションみらいネットの普及をバックアップする努力と平行して、広く「マンション管理標準指針」の目指すところとその意義を認識・理解してもらうように努めることが、今後より多くの管理組合が「マンションみらいネット」に登録・加入し、組合の活性化を実現していく近道になるのではないのでしょうか？

以上

「中山道を歩いた話」 その9（最終回）

東葛支部 星

続き

甲山古墳の標識のある公園を過ぎて、野洲の街に入ります。古い街並みで、茅葺屋根の造り酒屋がありました。看板の写真を撮っておいたの



で、後から良く見ると、暁酒造有限公司と読めました。

野洲川の橋を渡るときに南東の方向に形のよい山が見えました。地図を見ると三上山(近江富士)と書いてあります。



橋を渡るとまもなく守山宿に入ります。予約したビジネスホテルは、街道から少し離れた守山駅前です。時間は5時半ごろで、朝歩き始めたころには、うまく行けば草津宿までいけるかとも思いましたが、武佐守山間が長かったし、4泊5日の予定だったので、やめてホテルに入りました。1泊4千5百円と安かったのですが、設備などを見ても、ジリ貧の印象でいまいちだと日記に書いてありました。

○ 守山宿



22日、街道に戻って守山宿の始めの方から歩き始めました。すぐに宇野本家という酒屋があり、そのときから、元総理大臣で女性スキャンダルで辞めた宇野宗佑の家ではないかと思っていたのですが、この文章を書く



ときに調べたら、やはりそうでした。

宿場の中には、天満宮の前に守山宿の説明板があり、甲屋と、井戸跡がありました。

宿場を出てすぐに今宿の一里塚があり、日曜日だったので、町内会の人たちがお掃除をしていました。滋賀県内で現存する唯一の一里塚と説明板にありました。

守山宿から、次の草津宿までは1里半、約6キロです。朝8時ごろ守山宿を出て、9時半少し過ぎに草津宿に入りました。

○ 草津宿

草津宿は、東海道と中山道が合流する宿場です。写真は京都側から見たもので、左側が中山道の道で、



右が東海道の道です。

本陣は立派な建物でした。門に入って本陣の説明板の写真を撮りました。まだ時間が早かったので、草津宿街道交流館と言うのを見つけ、入ってみました。入場料が200円でした。



草津宿を出ると、標識は東海道になります。国道1号線を外れて、狭いくねくねと曲がった道が東海道でした。町名が一里山というところに一里塚跡という石碑が立っていました。

琵琶湖から流れ出る瀬田川にかかる瀬田の唐橋を渡ると、にぎやかな街並みになります。でも大津宿は、まだ先です。

街道は琵琶湖からは少し離れたところを通っています。木曾義仲と松尾芭蕉の墓があるという義仲寺が途中にありました。

JRの大津駅まで行って泊まる場所を紹介してもらいました。歩いてきたところを1キロ半ほど戻ったところのビジネスホテルを紹介されました。

○ 大津宿

23日の朝8時ごろビジネスホテルを出て、昨日戻った道を歩き始めました。相変わらず旧東海道は細い道で、ビジネスホテルを出てすぐに古い家が3軒ほどありました。大津駅に行く道を過ぎて、札の辻というところを左に曲がると、大きな通りに出ました。ここあたりが



大津宿の中心のようですが、本陣とか問屋場とか言う説明板は見当たりませんでした。

大津宿を抜けて、名神高速道路の下をくぐって、しばらく行くと、逢坂の関址という石碑がありました。

○ 山科

京都に入り、京伏見の追分とあるところを京のほうに行きます。JRの山科駅のあたりはまた細い道になります。駅前で一休みしました。

しばらく歩いて、ガイドブックで間違えないように、と注意書きのある細い道に入り、峠にかかります。日ノ岡峠とありました。峠の頂上に小さな集落があり、旧東海道の石標が立っていました。

○ 三条通

いよいよ京に入ります。三条通をずっと行くと、中仙道の終点三条大橋です。三条通は広い道です。三条通りにも古い家が3軒ほどありました。

○ 三条大橋

三条大橋の手前に高山彦九郎の像があり、橋を渡ったところに、野次喜多の像がありました。12時ちょっと前に橋を渡りました。東海道、中山道の終点ですので、街道を歩いて、着いたと喜んでいる人が何人かいるかと思っておりましたが、この時間では私一人でした。

日本橋からここ三条大橋まで、135里534キロを24日かけて歩きました。一番長い距離を歩いたのは、関ヶ原から、愛知川の手前まで33キロで、一番短いのは、大津から京までの11キロでした。

京都では、三条大橋から近くに本能寺があるので、行ってみました。



終り

中山道の地図です。日本橋から高崎宿までは現在の国道17号線に沿っています。



高崎宿から追分宿までは国道18号線に沿っています。



◇◇ 事務局からのお知らせ ◇◇

1. 入会者：長岐行男さん（東葛支部）、横田重喜さん、南野昇さん（船橋北総支部）が新たに千葉県マンション管理士会のメンバーに加わりました。
2. 退会者：総武支部 飯田 雄二さん、松澤達人さんが退会されます。

◇3月31日現在 正会員88名

◇◇ 編集後記 ◇◇

4月号の編集は船橋北総支部の岡本が担当しました。

星さんから連載で寄稿戴いていた「中山道を歩いた話」も無事京都へ到着し今回で上がりとなりました。

星さんは諸所方々徒歩旅行をされていると伺っていますので機会を見てまたお便りをお寄せ下さい。

皆様からの折々の所感や紀行文またご提案などお待ちしております。内容は問いませるのでお気軽に事務局宛にお送りください。

なお、次号（第36号 6月1日発行予定）の編集は東葛支部の近藤さんをお願いする予定です。

編集担当 岡本 洋

